

## 会員規約

### 第1条（入会の目的）

特定非営利活動法人キーパーソン21（以下「当法人」という）の会員は、定款に定める当法人の目的に賛同し、その達成のための活動・運営への参加や支援のために入会するものとする。

### 第2条（会員の種別と資格）

当法人の会員には正会員（個人並びに団体）、賛助会員（個人並びに団体）、学生会員がある。学生会員は大学、大学院、専門学校などの在学学生を主とし、入会を希望する高校生についてはその都度審議し判断するものとする。

- 2 正会員はNPO法上の社員である。
- 3 会員の種別による資格は次の通りである。

年会費		総会議決権	わくわくナビゲーター 養成講座受講資格	会員メーリング リスト登録
正会員	個人	○	○	○
	団体	○	○	○
学生会員		—	○	○
賛助会員	個人	—	—	○
	団体	—	—	○

### 第3条（入会手続）

入会に際しては、ウェブまたは書面で定められた入会申込書に必要事項を記入の上当法人に提出し、且つ当法人が定める年会費を払込み、事務局がこれを確認したときに成立するものとする。申込書に虚偽の記載をした場合や、当法人が入会を適当でないとして判断した場合など、入会を認められないことがある。

- 2 入会初年度は当法人が入会を承認した日を会員資格有効期間の起算日とする。

### 第4条（身上届）

会員は当法人の円滑な運営、並びに情報共有を受けるために、姓・住所・電話番号・メールアドレスなどの身上に異動のある場合、遅滞なく報告するものとする。

### 第5条（会費）

当法人の会員は、事業年度開始前日までに理事会により定められた年会費を払い込むものとする。

2 会員資格有効期間起算日が1月1日より年度末日3月31日までとなる入会初年度については年会費の支払いを免除する。この場合、入会時に次年度分年会費を前払いすることにより会員資格を有するものとする。

3 学生会員、賛助会員が正会員へと資格変更となる場合、当該初年度に限りそれまでの年会費額のままとする。

4 払い込まれた年会費の返還は行わない。

#### 第6条（活動）

会員は、当法人が開催するプログラム実施においてはボランティアとして活動する。なお、活動時は当法人が加入する傷害保険の補償対象とする。

#### 第7条（退会）

当法人に対し退会届を提出し受理されたことをもって会員資格を喪失するものとする。ここでいう会員資格には、わくわくナビゲーター養成講座受講等によって得られた認定級等の資格を含む。

#### 第8条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することがある。その場合、当該の会員は議決前に弁明の機会が与えられる。

- (1) 会員規約に定められた条項に違反し、是正勧告に従わなかったとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

#### 第9条（法令・規約等の遵守）

会員は法令の他、本会員規約、定款など、当法人で定められた諸規則を遵守しなければならない。

2 会員は、活動により知り得た個人情報に関して守秘義務を遵守しなければならない。

3 会員は、当法人が発行したプログラムを無断で実施したり、教材等を改変・複製するなど、当法人の活動により生み出された著作物をはじめとする知的財産の価値を侵害する行為を行ってはならない。

4 会員は、当法人の活動においては当法人の管理・監督者の指示に従うとともに、団体の信用・名誉を棄損することのないよう、発言・行動するものとする。

5 会員は、退会あるいは除名後であっても、本条第2項および第3項で定められた義務を免れることはできない。

6 会員が本条で定められた事項を守らないことにより当法人に損害をもたらすこととなった場合、応分の損害額について弁償を求めることがある。

#### 附則

この会員規約は2013年4月22日より施行する。

#### 附則

この会員規約は2019年6月1日より施行する。

#### 附則

この会員規約は2020年5月31日より施行する。